

第 56 号

令和 6 年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度山梨県恩賜県有財産特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 600,344 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,018,989 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更及び追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		1,478,867	355,985	1,834,852
	1 県補助金	1,478,867	355,985	1,834,852
3 財産収入		2,559,969	119,305	2,679,274
	1 財産運用収入	2,166,959	100,337	2,267,296
	2 財産売払収入	393,010	18,968	411,978
7 諸収入		3,528	5,054	8,582
	3 雑入	2,967	5,054	8,021
8 県債		1,308,332	120,000	1,428,332
	1 県債	1,308,332	120,000	1,428,332
歳入	合計	7,418,645	600,344	8,018,989

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管 理 費		784,337	42	784,379
	1 管 理 費	784,337	42	784,379
2 事 業 費		3,154,177	593,302	3,747,479
	1 事 業 費	3,154,177	593,302	3,747,479
3 交 付 金		2,178,775	7,000	2,185,775
	1 交 付 金	2,178,775	7,000	2,185,775
歳 出 合 計		7,418,645	600,344	8,018,989

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 事 業 費	1 事 業 費			県 造 林 費	302,306
		県営森林管理道開設費	303,821	県営森林管理道開設費	636,501

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県営森林管理道開設事業について請負契約を締結すること。	令和6年度から 令和7年度まで	40,700 千円	令和6年度から 令和7年度まで	76,617 千円

第4表 地方債補正

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	650,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。	770,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	1,308,332				1,428,332			

第 57 号

令和 6 年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山梨県災害救助基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 316 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 271,063 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		11	316	327
	1 財産運用収入	11	316	327
歳入	合計	270,747	316	271,063

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 災 害 救 助 費		270,747	316	271,063
	1 災 害 救 助 費	270,747	316	271,063
歳 出	合 計	270,747	316	271,063

第 58 号

令和 6 年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 900,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,078,220 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		455,260	900,000	1,355,260
	1 繰越金	455,260	900,000	1,355,260
歳入	合計	2,178,220	900,000	3,078,220

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化 資金貸付金		2,178,220	900,000	3,078,220
	2 一般会計繰出金		900,000	900,000
歳 出 合 計		2,178,220	900,000	3,078,220

第 59 号

令和 6 年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山梨県市町村振興資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,680,480 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,680,838 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

第 59 号

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		800,000	△800,000	
	1 繰入金	800,000	△800,000	
2 繰越金		235,686	3,480,480	3,716,166
	1 繰越金	235,686	3,480,480	3,716,166
歳入合計		2,000,358	2,680,480	4,680,838

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,000,358	2,680,480	4,680,838
	1 資 金 貸 付 金	2,000,358	△726,500	1,273,858
	2 一 般 会 計 繰 出 金		3,406,980	3,406,980
歳 出 合 計		2,000,358	2,680,480	4,680,838

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 市町村振興資金貸付	1 資金貸付金	市町村振興資金貸付金	55,800

第 60 号

令和 6 年度山梨県県税証紙特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山梨県県税証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 109,856 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,054,094 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県税証紙収入		944,237	109,856	1,054,093
	1 県税証紙収入	944,237	109,856	1,054,093
歳入	合計	944,238	109,856	1,054,094

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 出 金		944,238	109,856	1,054,094
	1 一般会計繰出金	944,238	109,856	1,054,094
歳 出 合 計		944,238	109,856	1,054,094

第 61 号

令和 6 年度山梨県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山梨県公債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,114,182 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116,512,019 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		152,069	78,814	230,883
	1 財産運用収入	152,069	78,814	230,883
2 繰入金		77,103,304	3,807,004	80,910,308
	1 一般会計繰入金	70,354,398	3,765,483	74,119,881
	2 基金繰入金	6,748,906	41,521	6,790,427
3 県債		41,370,828	△6,000,000	35,370,828
	1 県債	41,370,828	△6,000,000	35,370,828
歳入合計		118,626,201	△2,114,182	116,512,019

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		118,474,132	△2,192,996	116,281,136
	1 公 債 費	118,474,132	△2,192,996	116,281,136
2 諸 支 出 金		152,069	78,814	230,883
	1 県債管理基金積立金	152,069	78,814	230,883
歳 出	合 計	118,626,201	△2,114,182	116,512,019

第2表 地方債補正

(単位千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	41,370,828	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。	35,370,828	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	41,370,828				35,370,828			

第 62 号

令和 6 年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度山梨県国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,258,405 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76,154,499 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		49,483,420	6,705	49,490,125
	1 負担金	49,483,420	6,705	49,490,125
2 国庫支出金		20,300,870	950,658	21,251,528
	1 国庫負担金	15,057,374	800,283	15,857,657
	2 国庫補助金	5,243,496	150,375	5,393,871
3 財産収入		54	1,817	1,871
	1 財産運用収入	54	1,817	1,871
4 繰入金		5,111,666	193,317	5,304,983
	1 一般会計繰入金	4,882,937	237,607	5,120,544
	2 基金繰入金	228,729	△44,290	184,439
5 繰越金		84	80,311	80,395
	1 繰越金	84	80,311	80,395

6 諸 収 入			25,597	25,597
	1 雑 入		25,597	25,597
歳 入 合 計		74,896,094	1,258,405	76,154,499

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 險 給 付 費 等 金 交 付		58,875,382	1,277,861	60,153,243
	1 保 險 給 付 費 等 交 付 金	58,875,382	1,277,861	60,153,243
4 前 期 高 齡 者 納 付 金		12,400	11,664	24,064
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金	12,400	11,664	24,064
5 後 期 高 齡 者 支 援 金		11,739,114	△86,193	11,652,921
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金	11,739,114	△86,193	11,652,921
9 諸 支 出 金		138	55,073	55,211
	1 国 民 健 康 保 險 財 政 安 定 化 基 金 積 立 金	54	1,817	1,871
	2 諸 費	84	53,256	53,340
歳 出	合 計	74,896,094	1,258,405	76,154,499